

## —あおぞら—

## 大気環境行政の現状と課題

環境省 水・大気環境局  
大気環境課長  
神谷 洋一

我が国の大気汚染については、関係各位の様々な取組により、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準達成率がほぼ100%となるなど、全体として大きく改善されています。一方で、なお多くの課題が残されています。本稿では、大気環境に係る諸課題への対応についてご紹介します。

第一に、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止対策です。平成30年8月に環境大臣から中央環境審議会に対し「今後の石綿飛散防止の在り方」について諮問し、大気・騒音振動部に「石綿飛散防止小委員会」が設置されました。同小委員会では、関係者からのヒアリングを行うほか、答申案について意見募集（パブリックコメント）を実施し、「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申）」が取りまとめられました。令和2年1月24日には中央環境審議会会長から環境大臣へ答申がなされ、建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設の検討等、対策を一層強化することとされました。今後、答申を踏まえ、本通常国会における大気汚染防止法改正案の提出を含む、石綿飛散防止対策の更なる強化に係る検討を進めてまいります。

第二に、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)及び光化学オキシダントの対策です。国内対策としては、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ（平成27年3月）を踏まえ、モニタリング体制や科学的知見の充実を図りつつ、総合的な対策を検討・実施しています。また、昨年と同専門委員会では、PM<sub>2.5</sub>、光化学オキシダントについて、今後の対策に向けた令和2年度までの3年間の検討・実施スケジュールを整理したところであり、同スケジュールに基づき、知見を集積しつつ、高濃度地域に着目したより効果的な排出抑制策の検討を進めてまいります。

また、越境大気汚染の軽減のためには国際的な連携の強化が重要です。昨年11月に日本の北九州市で開催された日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM21)においては、2020年から

2024年を対象期間とした新しい優先協力分野に大気環境改善が位置づけられるとともに、三カ国の更なる協力を進めることとされました。このほかにも、日本と中国の都市間での連携協力事業や、多国間の枠組みである東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)及びアジア太平洋クリーン・エア・パートナーシップ(APCAP)の活動を推進しています。また、本年10月には、日本(新潟)でクリーン・エア・ウィークを開催し、EANET政府間会合をはじめとした大気関連の国際会議等を集中的に行い、関係者間の知見の共有や連携の強化を進めてまいります。

第三に、水銀大気排出対策です。水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月に大気汚染防止法が改正され、平成30年4月1日から施行されています。地方公共団体や関係団体の協力を得て対象施設における水銀濃度測定結果を収集すること等を通じて、改正法の適切な実施の確保や、より実態に即した水銀大気排出インベントリーの作成等を実施し、水銀の大気中への排出抑制を推進してまいります。

第四に、有害大気汚染物質対策です。現在の有害大気汚染物質のリストは平成22年の中央環境審議会の答申で見直されたもので、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質が、「優先取組物質」として23物質が示されています。同答申では、物質と対策のあり方の継続的検討の必要性が指摘されており、前回見直しから概ね10年が経過すること、PRTR対象物質の見直しが進められていることを踏まえ、有害大気汚染物質の選定及び効果的な対策のあり方の検討を進めてまいります。

環境省としては、各課題への対応を引き続き検討し取り組んでいく所存です。また、環境省や地方公共団体などにおいて大気環境保全施策を講じていくためには、科学的知見を充実させていくことが不可欠であり、大気環境学会における様々な研究の成果に大いに期待しているところです。引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。